

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ブレインサイエンス振興財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第33条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づき置かれる者であり、理事・監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等（宿泊費を含む）の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等並びに費用の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対して以下のとおり報酬等並びに費用を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (1) この法人の役員等に対して、理事会または評議員会に出席の都度、1人一律10,000円（源泉税控除後）を支給する。
- (2) この法人の役員等に対して、理事長が特に指定した業務に携わった場合、1日につき、1人10,000円（源泉税控除後）を限度として、報酬を支給することができる。
- (3) この法人の監事に対して、毎年1回、年度末の監査報酬として1人一律100,000円（源泉税控除後）を支給する。
- (4) 役員等が理事会または評議員会に出席した場合、あるいは職務のため出張した場合は、公益財団法人ブレインサイエンス振興財団旅費規程に準じ、旅費等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 前項の支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 この法人の役員及び評議員の本籍の所属団体・企業の都合等により、報酬を受け取れないという方から受取を辞退されれば支給しない。

(改廃)

第5条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人ブレインサイエンス振興財団の設立の登記の日(平成22年10月1日)から施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。